

新潟県赤十字会館建替工事設計・監理者選定手続き  
プロポーザル説明書

新潟県赤十字会館建替工事設計・監理業務に係るプロポーザル提出に関する詳細は、日本赤十字社の諸規程及び関係法令に定めるもののほか、このプロポーザル説明書のとおりとする。

1 契約者 新潟県新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番12号  
日本赤十字社新潟県支部  
支部長 花角 英世

2 業務概要

(1) 業務名 新潟県赤十字会館建替工事設計・監理業務

(2) 業務場所 新潟県新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番12号  
※現所在地における解体および新社屋の建設となること。

都市計画条件等 都市計画区域：新潟市都市計画区域  
市街化区域：市街化区域  
用途地域：第1種中高層住居専用地域  
建蔽率：60%  
容積率：200%  
防火・準防火地域：準防火地域

(3) 業務内容 基本設計、実施設計、既存建物解体実施設計、工事監理業務、各種法令手続等

(4) 業務概要（予定）

ア 敷地面積：3,372.18 m<sup>2</sup>

イ 既存（解体）建物概要（別途基本要件図面参照）

	①	②	③
用途	事務所、旧血液センター	車庫・倉庫	発電機室
塔屋階	36.70 m <sup>2</sup>		
5階	506.08 m <sup>2</sup>		
4階	559.60 m <sup>2</sup>		
3階	849.09 m <sup>2</sup>		
2階	1,126.36 m <sup>2</sup>	219.25 m <sup>2</sup>	
1階	1,330.72 m <sup>2</sup>	225.50 m <sup>2</sup>	17.60 m <sup>2</sup>
計	4,408.55 m <sup>2</sup>	444.75 m <sup>2</sup>	17.60 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート・鉄骨 鉄筋コンクリート造5階 建て	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺き2階建て	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺き1階建て
工事履歴	S49年7月新築、S57年1 月増築、S59年2月増築	H3年1月増築	H16年11月増築
アスベスト	外壁、階段・廊下、機械 室に含有	外壁の含有	不明

#### ウ 計画建物概要

現支部社屋及び救護倉庫兼車庫の建替工事

延床面積：1,500 m<sup>2</sup>～2,000 m<sup>2</sup>程度（支部社屋及び救護倉庫兼車庫の合計）

建築構造：鉄骨造又は鉄筋コンクリート造（耐震構造、重要度係数 1.25 以上）

支部社屋と救護倉庫兼車庫の 2 棟を建設、又は支部社屋と救護倉庫兼車庫をまとめて 1 棟で建設。（設計内容については、今後、プロポーザルが特定された者と確定することとする。）

※詳細については、別添「新社屋基本構想」を参照のこと。

#### (5) 業務期間（予定）

##### ア 基本設計・実施設計期間

令和 3 年 1 月～令和 3 年 7 月

##### イ 監理期間（工期）

令和 3 年 8 月～令和 4 年 9 月

### 3 プロポーザル参加資格

本プロポーザル参加者の必要な資格は、以下の条件を全て満たす単体の組織であること。

#### (1) 次に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者であること。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

(カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(キ) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

#### (2) 日本赤十字社本社又は日本赤十字社新潟県支部の競争入札参加資格の資格等級において、設計・測量の「建築設計・監理」で A 等級の認定を受けていること。

#### (3) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をし、設計・工事監理業務を（参加表明書提出期限時点）10 年以上継続していること。

#### (4) 平成 22 年 4 月 1 日以降に日本国内において、竣工又は工事中の業務で以下に示す工事と同規模以上の新築工事に係る設計監理業務の実績を有すること。鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上 2 階建以上かつ延床面積 1,500 m<sup>2</sup>以上の建物。

- (5) 本件プロポーザル参加表明書の提出期限日から設計・監理者特定時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、または新潟県内で行われる設計・監理業務の不正行為等に基づき、新潟県若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、新潟県及び国において同一の不正行為等による指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止等が終了する期間を対象としたうえで、参加表明書の提出期限日から設計・監理者特定時までの期間に指名停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 本件業務の履行に必要な要員を担当チームに配置できる者であること。
- (9) 同一組織からの参加は一組に限ること。
- (10) 事業を組合形式で実施する団体において、管理技術者及び建築意匠主任担当技術者として参加する場合は、その担当者が所属する事務所は別組織として参加することはできないこと。

#### 4 業務実施上の条件

管理技術者及び各主任技術者の条件は、次のとおりとする。

- (1) 管理技術者（建築士法に基づく定期講習を受講している者に限る）、建築意匠、建築構造及び建築積算の主任担当技術者は一級建築士であること。
- (2) 電気設備及び機械設備の主任担当技術者は、一級建築士、建築設備士又は技術士であること。
- (3) 管理技術者は、平成 22 年 4 月 1 日以降、2,000 m<sup>2</sup>以上の新築又は改築（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による。）の完成又は設計が完了した行政庁舎、公共施設、事務所の設計業務実績を有する者であること。
- (4) 各主任技術者は、平成 22 年 4 月 1 日以降、完成又は設計が完了した行政庁舎、公共施設、事務所の設計業務実績を有する者であること。
- (5) 管理技術者及び各主任技術者は、参加者の組織に所属していること。
- (6) 管理技術者 1 名及び各主任技術者 1 名ずつ置くものとしこれらは兼務しないこと。

#### 5 プロポーザル提出者の選定基準

評価項目	評価事項
1. 事務所の実力（業務経歴等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要業務の実績及び同種・類似業務の実績件数</li> <li>・ 技術者数及び有資格者数</li> </ul>
2. 担当チームの能力 （技術者の経験及び能力）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理技術者及び主任技術者の資格・経験</li> <li>・ 管理技術者及び主任技術者の業務実績</li> </ul>

## 6 プロポーザルの特定基準

評価項目	評価事項
1. 担当チームの対応 (業務の実施方針、手法及び 提案)	・実施方針の妥当性 ・説明書の理解度 ・提案の的確性・独創性・実現性

※設計監理報酬見積額が、日本赤十字社新潟県支部が予定する契約金額の範囲内であること。

## 7 担当部署

郵便番号 951-8127

新潟県新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番12号

日本赤十字社新潟県支部 総務課

電話 025-231-3121

FAX 025-231-3122

電子メール [info@niigata.jrc.or.jp](mailto:info@niigata.jrc.or.jp)

## 8 スケジュール

項目	日程
参加表明書の提出期間	令和2年10月7日(水)～令和2年10月27日(火)
プロポーザル提出者の選定及び要請	令和2年10月28日(水)～令和2年11月4日(水)
プロポーザルに係る質問書提出期間	令和2年11月5日(木)～令和2年11月13日(金)
プロポーザルに係る質問回答	令和2年11月19日(木)
プロポーザルの提出期間	令和2年11月20日(金)～令和2年12月4日(金)
ヒアリング・プロポーザルの特定	令和2年12月14日(月)
プロポーザル提出者への結果通知	令和2年12月16日(水)

## 9 参加表明書の提出期間、場所及び方法

(1) 本プロポーザルに参加を表明する者は、次のとおり、参加表明書(様式1)及び本件資料(様式2～4-2)を提出すること。なお、プロポーザルの提出者として選定された者にはプロポーザル提出要請書を送付する。

### ア. 申請方法

参加表明書及び本件資料に必要事項を記入後、4部(左上ホッチキス止め)を提出すること。

### イ. 提出期間

令和2年10月7日(水)～令和2年10月27日(火)  
土曜及び日曜を除く10時00分から16時00分まで

### ウ. 場所

上記7に同じ。

### エ. 提出方法

参加表明書及び本件資料の提出は、提出場所に持参または郵送（10月27日必着、配達証明付書留郵便に限る。）とする。電送によるものは受け付けない。また、提出時には、参加確認通知送付用封筒（表に申請者の住所・氏名を記載した角2号封筒）を併せて提出すること。

オ. 参加表明書等の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(2) 本件資料は、次に従い作成・提出すること。

ア. 用紙の大きさはA4判タテ、横書き、片面印刷とする。

イ. 様式2における主要業務実績（行政庁舎、公共施設、事務所の実績）及び同種・類似業務実績に記載する業務とは以下の業務に類するものとし、設計・監理業務実績の件数は、主要業務については1件、同種・類似業務実績については各3件以内とすること。なお、うち一件は、プロポーザル参加資格を満たす設計・監理業務実績を記載すること。

i) 主要業務としては、平成22年4月1日以降、2,000㎡以上の新築又は改築（建築基準法（昭和25年法律第201号）による。）の完成又は設計が完了した行政庁舎、公共施設、事務所の設計実績を1件記入する。

なお、上記設計実績を証明する書類の写しを添付すること。

ii) 同種業務とは、平成22年4月1日以降に竣工または工事中の2,000㎡以上の新築工事の公の施設に準ずる施設と同等の事務所ビルの設計・監理業務とする。

iii) 類似業務とは、平成22年4月1日以降に竣工または工事中の1,500㎡以上の新築工事の公の施設に準ずる施設と同等の事務所ビルに類似した施設の設計・監理業務とする。

ウ. 「管理技術者・主任技術者の経歴等（様式3-1～6）」に記載する同種・類似業務実績は2件以内とし、以下の(i)～(iii)全ての項目に該当する実績とすること。

なお、評価は、同種業務、類似業務、その他業務の順で行うこととする。

また、それぞれの業務実績を証明する書類の写しを添付すること。

※同種・類似業務実績を有しない場合は、「実績なし」と記載して提出すること。

i) 平成22年4月1日以降に完成又は設計が完了した施設の設計業務実績（設計業務は終了したが現在工事中のものは含まない。）

ii) 本業務において各技術者が担当する業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有するとして扱うことができる。）

iii) 以下を満たす施設の設計業務（実施設計業務）実績

・同種業務実績における対象施設は、行政庁舎の新築及び改築工事とする。

・類似業務実績における対象施設は、公共施設の新築及び改築工事とする。

・その他業務実績における対象施設は、事務所の新築及び建築工事とする。

エ. 「管理技術者・主任技術者の経歴等（様式3-1～6）」に記載する⑥手持業務の状況については、令和2年4月1日時点における手持設計業務（特定後未契約の

ものも含む。)を(i)～(ii)のとおり記載すること。(ただし、工事監理業務は除く。)

- i) 発注者：再委託を受けている業務の場合、契約相手方を記載し( )内に事業主を記載する。
  - ii) 業務概要：対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて、関わっている分担業務分野及び立場(管理技術者、主任技術者、技術者又はこれらに準ずる立場)を記載する。
- オ. 日本赤十字社本社または日本赤十字社新潟県支部における設計・測量「建築設計・監理」にかかる競争入札参加資格認定通知書の写しを添付すること。
- カ. 管理技術者、建築意匠主任技術者における同種又は類似業務の技術的評価(様式4-1、4-2)には、様式3で記載した管理技術者、建築意匠主任技術者の業務のうち、代表的な業務1件の設計主旨を簡便に分かり易い表現で記述し、写真、図面も併せてA4判1枚にとりまとめること。
- (3)本件プロポーザルへ参加希望する者で、競争参加資格の認定を受けていない者は、次に従い競争入札参加資格申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格の認定を受けることができる。申請書については、日本赤十字社新潟県支部ホームページに掲載している「競争参加資格について」を参照のこと。
- ア. 提出期限  
令和2年10月27日(火)まで  
土曜及び日曜を除く10時00分から16時00分まで
- イ. 提出場所  
上記7に同じ
- ウ. 提出方法  
申請書の提出は、提出場所に持参または郵送すること。また、提出時には競争入札参加資格の認定通知送付用封筒表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った角2の封筒を併せて提出すること。
- エ. 提出部数  
1部
- 10 プロポーザル説明書等に対する質問及び回答
- (1)プロポーザル提出要請書を送付された者が、プロポーザル説明書等に対する質問がある場合は、次に従い持参、郵送(11月13日必着、配達証明付書留郵便に限る。)又は電送(着信を確認すること。)とすること。
- ア. 提出期間  
令和2年11月5日(木)～令和2年11月13日(金)  
土曜、日曜及び祝日を除く10時00分から16時00分まで  
※書面を郵送の場合は、令和2年11月13日(金)必着
- イ. 提出場所  
上記7に同じ
- ウ. 提出方法

書面は持参または郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は電送により提出するものとし、電話または口頭によるものは受け付けない。なお、書面は別紙様式 10 に従い、回答を受ける担当者氏名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等を併記すること。

また、質問回答送付用封筒（表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った角 2 号〈A 4 判〉封筒）を併せて提出すること。

(2) 質問書に対する回答は、令和 2 年 11 月 19 日（木）までに回答する。

### 1 1 プロポーザルの提出期間及び場所並びに提出方法

プロポーザル提出要請書の受領者は、下記によりプロポーザルを提出すること。

#### (1) 期間

令和 2 年 11 月 20 日（金）～令和 2 年 12 月 4 日（金）

土曜及び日曜を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分

#### (2) 場所

上記 7 に同じ。

#### (3) 提出方法

持参または郵送（12 月 4 日必着、配達証明付書留郵便に限る。）とする。

#### (4) 提出部数

7 部（A 3 版は A 4 版に折り、左上ホッチキス止め）

### 1 2 プロポーザルの作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先等

#### (1) 作成様式・留意事項

プロポーザル作成要領を参照のこと。

#### (2) 問い合わせ先

上記 7 に同じ。

#### (3) その他

現施設及び建設予定地の見学会、プロポーザル説明会は行わない。

### 1 3 ヒアリング

プロポーザルの提出者に対して、プロポーザルに関するヒアリングを行う。

なお、プロポーザルの審査結果及びヒアリング対象者へのヒアリング日時、場所、留意事項等は別途通知する。

#### (1) 出席者

出席者は、配置予定の管理技術者又は各分野の主任技術者を含め 3 名以内とする。

なお、原則として代理は認めない。

#### (2) 留意事項

ア. ヒアリング時の説明に際しては、提出したプロポーザル（プロポーザルを拡大パネル化したものも可）のみを使用すること。

イ. 提出したプロポーザル以外の資料を使用した場合、提出されたプロポーザルは無効とする。

ウ. ヒアリング時の追加資料は受理しない。

#### 1 4 プロポーザルの特定等

(1) プロポーザルの特定については、日本赤十字社新潟県支部の選定する評価者により行う。

(2) 結果の通知及び非選定理由の説明

ア. 審査結果は、全ての参加者に対し、書面により通知する。

イ. 最優秀提案者に特定されなかった者は、上記アの通知を受けた日から7日（休日を除く）以内に書面（書式自由。ただしA4判）により、日本赤十字社新潟県支部に対して非選定理由について説明を求めることができる。

ウ. 非選定理由の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。

エ. 非選定理由の説明請求の受付場所は、上記7による。また、受付時間は、土曜及び日曜を除く10時00分から16時00分までとする。

#### 1 5 契約手続等

(1) プロポーザルが特定された者と支払条件等の契約に必要な事項について協議のうえ、契約を締結する。

(2) プロポーザルが特定された者との契約に必要な事項の協議が不調となった場合は、次点の者と必要事項を協議のうえ契約を締結する。

#### 1 6 その他

(1) 手続において使用する言語、通貨  
日本語、日本円

(2) 支払条件  
前払金なし

(3) 契約書作成の要否  
要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記7に同じ

(5) 無効となる参加表明書又はプロポーザル  
参加表明書、本件資料またはプロポーザルが次の条件の一つに該当する場合には無効となることがあること。

ア. 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ. 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ. 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

エ. 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ. 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

- カ. 虚偽の内容が記載されているもの。
  - キ. 本件プロポーザルを公示した以後、プロポーザルの特定がなされるまでの間に、照会窓口以外の日本赤十字社役・職員及び関係者に対し、本件に関する接触を求めた者。
- (6) 受注資格の喪失
- 本件業務を受託した建築設計・監理業者（協力を受ける他の建築設計・監理業者を含む。）が製造業または建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合は、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加しまたは当該工事を請負うことができないこと。
- (7) その他
- ア. 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及びプロポーザルの提出要請を受けなかった者は、プロポーザルを提出することはできないこと。
  - イ. 提出された参加表明書及びプロポーザルは、提出者の選定及びプロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
  - ウ. 参加表明書及びプロポーザルに虚偽の記載をした場合には、参加表明書またはプロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して日本赤十字社として指名停止措置を行うことがあること。
  - エ. 提出された書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する場合があること。
  - オ. 提出期限以降における参加表明書、本件資料及びプロポーザルの差し替え及び再提出は認められないこと。また、参加表明書及びプロポーザルに記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができないこと。
  - カ. 提出された参加表明書、本件資料及び特定したプロポーザルは返却しないこと。特定しなかったプロポーザルは、プロポーザルの提出時に返却を希望した者に限り返却する。
  - キ. プロポーザルの提出者として選定された者を公表することがある。
  - ク. 提出されたプロポーザルは公正性、客観性を期するため公表することがある。
  - ケ. プロポーザルの作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできないこと。
  - コ. 参加表明書、本件資料及びプロポーザル作成並びに提出等に係る費用は提出者が負担すること。
  - サ. 本手続によるプロポーザルの提出者の選定、プロポーザルの特定及びその他の手続に関し、日本赤十字社に対して苦情を申し立てることは出来ない。
  - シ. 参加表明書及びプロポーザルの提出は、1社につき1案とする。
  - ス. 本件業務の履行にあたっては、日本赤十字社新潟県支部とプロポーザルを特定された者との協議により設計内容等を確定することとし、日本赤十字社新潟県支部は特定された者のプロポーザルの記載内容に拘束されない。ただし、契約にあたってはプロポーザルの記載内容は最低限保証すること。